

負担増計画が閣議決定

75歳以上は370万人が2割負担

12月14日、全世代型社会保障検討会議が開催され、医療制度改革などを取り込んだ最終報告を取りまとめ、15日に閣議決定された。

後期高齢者の医療費自己負担割合の在り方については、「課税所得が28万円以上」かつ「年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)」の人の窓口負担を2割に拡大する。厚労省の試算では、現在後期高齢者のうち約7%の約130万人が3割負担しているが、新たに約23%の約370万人が2割負担することとなる。また、長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来患者について1月分の負担増を最大でも3000円に収まるような措置を施行後3年間導入することも明記された。施行時期は2022年度後半(22

※現在、外来機能報告(仮称)を創設することで、新たに「紹介患者への外来を基本とする医療機関」「医療資源を重点的に活用する外来」(仮称)を地域で基幹的に扱う医療機関)を、地域の実情を踏まえつつ、明確化することが検討されている。

ニコチン依存症管理料に新規技術料
治療アプリが初の保険適用

12月1日より「Cure App SC ニコチン依存症治療アプリ及びCO チェッカー」(株式会社 Cure App)が新たに保険適用された。アプリが保険適用されるのは初となり、11月11日に開催された中医協総会にて保険適用されることが承認された。

この「CureApp SC」は、ニコチン依存症患者に対し、標準禁煙治療プログラムを実施する際に使用することで禁煙治療の補助を行うシステム。患者アプリ、CO チェッカー及び医師アプリから構成され、呼気 CO 濃度の測定結果、患

年10月～23年3月のいずれかの月の1日)の導入で調整が行われる。

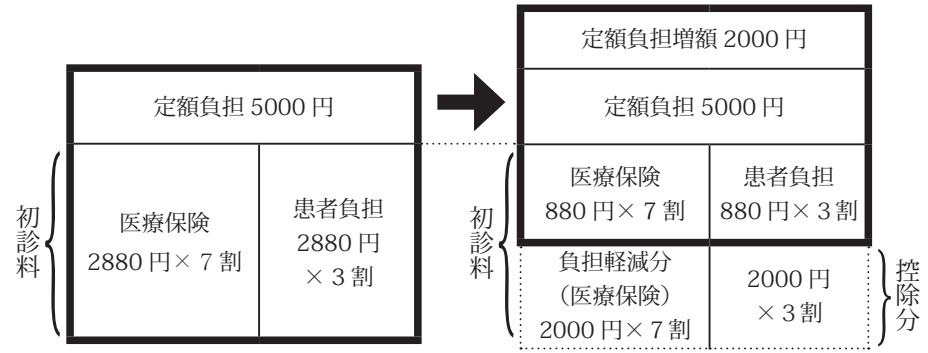
次に、病院の「外来受診時定額負担」について、現在は特定機能病院及び一般病床200床以上の地域医療支援病院について、紹介状なしで外来受診した場合に定額負担として初診時5,000円程度の徴収義務があるが、これを7000円程度まで拡大。さらに対象病院についても「紹介患者への外来を基本とする医療機関※」のうち一般病床200床以上の病院まで拡大することが盛り込まれた。なお、定額負担の大分の2000円程度については各患者の保険給付から控除され、医療機関の収入総額については現行制度と同額となる。(右図)

これらについては、来年の通常国会に連法案が提出される。

図「外来受診時定額負担」増額のイメージ

現行制度
(初診のみ・3割負担の場合)

新たな制度案
(2000円増額の場合)



新規個別指導対策講習会(医科) 日頃のカルテ記載が何よりの指導対策

県保険医協会は11月22日ホテルメトロポリタン(長野市)にて、新規開業医向けの個別指導対策講習会を開催した。開業後3年以内の医師、又は開業予定の医師を対象に行い8医療機関10名が参加した。

講習会ではまず集団指導、集団的個別指導、個別指導の3種類について概要を解説。新規個別指導は指導大綱や関連通知では開業後概ね6ヶ月経過した医療機関を対象に行われるところが多いこと、指導対象患者数や自主返還の期間など、通常の個別指導との違いなどを説明。続いて各指導それぞれについて、選定基準から指導当日の流れ、指導後の取扱い等を解説。また保険医療機関及び保険医療養担当規則、院内掲示物の注意点、診療録記載の留意点等を確認した。

最後に県保険医協会が2002年度以降、毎年関東信越厚生局長野事務所(旧社会保険事務局を含む)に対して開示請求してきた個別指導の指摘事項をもとに、指摘の多い事項や留意すべき事項を中心に解説した。特に医学管理や在宅療養指導管理料は、指導内容の具体性が乏しい、管理内容の要点が診療録に記載されてない等の指摘がされやすい。日頃から診療録の記載を充実させることができるとても重要な事項だとした。講習会終了後も質問の声が挙がり、充実した講習会となった。



開業間もない8医療機関が参加

等が入ったStarter Packageが送付されパソコンへアプリ等のセットアップを行う。治療開始時に患者情報を登録、患者はスマートフォンに患者アプリをダウンロード、さらにテスト用CO チェッカーとスマートフォンをBluetooth接続できるか確認を行う。後日、患者にCO チェッカーが送付され、患

者アプリにより診察と診察の間の禁煙サポートが行われ、医師は診察の際にアプリのデータを参考に治療経過を確認し指導を行うといった流れになる。また、禁煙外来が終了する12週以降に関しても、アプリによる禁煙サポートが継続して行われる。

<p>1. 患者アプリ</p> <p>動画やテキストでニコチン依存症に理解を深める治療プログラム機能、日々の禁煙状況を記録する禁煙日記機能等を提供</p>
<p>2. CO チェッカー</p> <p>患者自身が日々の呼気一酸化炭素濃度を測定。測定した数値はBluetoothによってアプリと連動。</p>
<p>3. 医師アプリ</p> <p>患者アプリを通じて行っている治療の状況をweb上で確認等、診療をサポート。</p>

新たに保険適用されたアプリ及びCO チェッカー

留意事項	
(1) 区分番号B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及び呼気一酸化炭素濃度測定器を使用し禁煙に関する総合的な指導及び治療管理を行った場合に、禁煙治療開始時に区分番号C110-2に掲げる在宅振戦等刺激装置治療指導管理料の注2導入期加算を準用して1回に限り算定する。	
(2) 区分番号B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、ニコチン依存症の喫煙者に対する禁煙の治療補助を目的に薬事承認されたアプリ及び呼気一酸化炭素濃度測定器を使用した場合、禁煙治療開始時に区分番号C167に掲げる疼痛等管理用送信器加算の4回分を準用して算定する。	
(3) 過去1年間のニコチン依存症管理料の平均継続回数が2回以上である保険医療機関で本品を使用した場合にのみ算定できる。ただし、過去1年にニコチン依存症管理料の算定の実績を有しない場合は、この限りではない。	